(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業

客観的評価

令和 5 年 12 月

長崎市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法 律第 117 号。以下「PFI法」という。)第8条第1項により、(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を選定したので、PFI法第 11条により客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和5年12月18日

長崎市長 鈴木 史朗

(仮称) 長崎市南部学校給食センター整備運営事業 客観的評価

目 次

1.	事業者選定の経緯等	4
	(1) 事業者選定の経緯	. 4
	(2) 事業者選定方式	. 4
	(3) 事業者選定方法及び手順	. 4
2.	事業者選定の体制等	6
	(1) 事業者選定の体制	
	(2) 受注者選定審査会	
3.	審査結果	7
	(1) 資格審査	. 7
	(2) 提案審査	. 7
	ア 基礎項目審査	. 7
	イ 技術提案に係る評価(加点項目審査)	. 7
	ウ 提案価格に対する価格評価点の結果	. 8
	エ 総合評価	. 9
4.	優先交渉権者の決定	9
5.	市の財政負担の削減効果	9

1. 事業者選定の経緯等

(1) 事業者選定の経緯

事業者選定までの主な経緯は、以下のとおりである。

・実施方針等の公表	令和4年	9月	12 日
・特定事業の選定及び公表	令和4年	12月	12 日
・募集要項等の公表	令和4年	12月	12 日
・募集要項等に関する説明会、 事業予定地・配送校の見学会の開催	令和4年	12 月	23 日
・募集要項等の公表(再公募)	令和5年	7月	10 日
・資格審査に関する書類の提出期限 (参加表明書、資格審査申請書等)	令和5年	9月	15 日
・提案審査に関する書類の提出期限	令和5年	10 月	20 日
・提案審査及びヒアリング等	令和5年	11月	30 日
・優先交渉権者の決定	令和5年	12 月	5 日

(2) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等と事業実施における経済性とを総合的に評価して選定することが必要である。したがって、事業者の選定は、提案価格と併せて、長崎市(以下「本市」という。)の要求するサービス水準との適合性、維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用した。

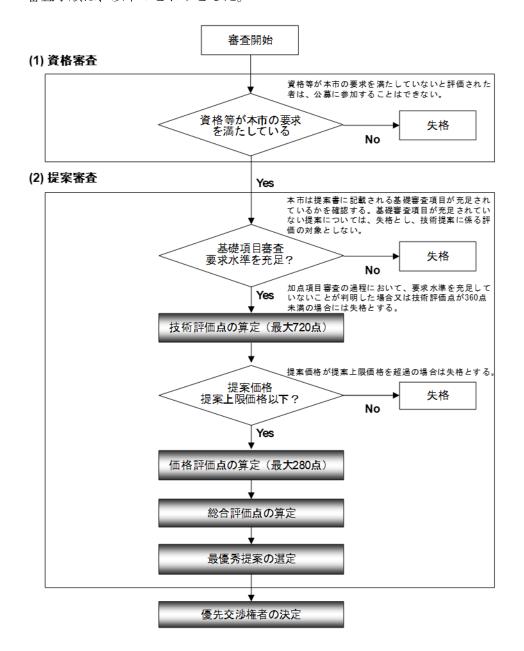
(3) 事業者選定方法及び手順

事業者の選定は、応募者の参加資格の有無を審査する「資格審査」と、応募者の提案内容 を審査する「提案審査」の2段階に分けて実施した。

資格審査では、応募者が募集要項に示す参加資格要件を満たしているか審査を行った。 提案審査では、各業務に関する具体的な技術提案に係る評価(加点項目審査)を行い、提 案価格の評価と合わせて総合評価による最優秀提案の選定を行った。

なお、資格審査の結果は、提案審査における評価には反映させないこととした。

審査手順は、以下のとおりとした。



2. 事業者選定の体制等

(1) 事業者選定の体制

公募型プロポーザル方式を実施するに当たり、専門的見地からの意見を聴くため、本事業 に係る学識経験者等で構成する長崎市学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会(以 下、「受注者選定審査会」という。)を設置した。

受注者選定審査会は、応募者から提出された応募書類(技術提案書)の審査を行い、最優 秀提案を選定し、本市は、受注者選定審査会からの報告を受けて、優先交渉権者を決定した。

(2) 受注者選定審査会

受注者選定審査会の構成は、以下のとおりである。

	氏名	所属	
会 長	宮原 和明	長崎総合科学大学	
委 員	鷲見 賢一	長崎県弁護士会	
委 員	岡田 裕正	長崎大学経済学部	
委 員	福地 弘充	(一社) 長崎市薬剤師会	
委 員	武藤 慶子	長崎県立大学	
委 員	佐藤 尊之	長崎市PTA連合会	

なお、受注者選定審査会の開催日程及び議事内容は、以下のとおりである。

回数	開催日	主な議題
第1回	令和4年7月27日	・会長の選出及び会長職務代理者の指名について
		・審査会の議事等の取扱いについて
		・審査会の概要について
		・実施方針及び要求水準書(案)について
第2回	令和4年11月2日	・募集要項について
		・事業者選定基準及び審査方法について
		・今後のスケジュールについて
第5回	令和5年11月13日	・参加資格審査の結果について
		・基礎項目審査の結果について
		・提案内容の審議及び質問事項の整理について
第6回	令和5年11月30日	・提案審査及びヒアリングの実施
		・最優秀提案の選定について
		・審査講評の審議について

※第3回、第4回は長崎市中部学校給食センターのみを対象としたため割愛する。

3. 審査結果

(1) 資格審査

応募は 2 グループあり、グループを構成する各企業が募集要項に示した参加資格要件を満たしているかどうかを審査した。審査に際しては、応募者の名称を伏せて、「受付番号 J」「受付番号 P」とした。審査の結果、すべての企業が参加資格要件を満たしていることを確認した。

グループ名	受付番号(アルファベット)
シダックス大新東ヒューマンサービスグループ	J
ハーベストグループ	Р

(2) 提案審査

提案審査については2グループを対象に実施した。

ア 基礎項目審査

応募者の提案内容が、事業者選定基準「別紙 1 基礎審査項目の評価基準」に掲げる基礎 審査項目を充足しているか(要求水準を満たしていること等)について審査を行った。審査 の結果、応募グループが基礎審査項目を充足していることを確認した。

イ 技術提案に係る評価(加点項目審査)

(ア) 審査方法

基礎項目審査で適格とされた業務実施に係る提案内容について、受注者選定審査会において、審査項目ごとの配点を基に、評価基準に応じた得点(加点)を付与する加点項目審査を行った。

【審查項目】

	審査項目	配点
1	事業計画全般に関する事項	70
2	設計業務に関する事項	165
3	建設・工事監理業務等に関する事項	70
4	開業準備業務に関する事項	10
5	維持管理業務に関する事項	70
6	運営業務に関する事項	245
7	応募者独自の提案に関する事項	90
	승 計	720

【評価基準】

評価	評価水準	点数化の方法
A	具体的かつ非常に優れた提案がなされている	配点×100%
В	優れた提案がなされている (A と C の中間程度)	配点× 75%
С	適切な提案がなされている	配点× 50%
D	具体的かつ適切な提案が少ない(C と E の中間程度)	配点× 25%
E	要求水準を満たすものの、懸念される点がある	配点× 0%

(イ) 技術提案に係る評価の結果

前項の審査方法に基づく審査結果を以下に示す。

党本 语口	まった	技術評価点	
審査項目	配点	Jグループ	Pグループ
① 事業計画全般に関する事項	70	43.6	45.6
② 設計業務に関する事項	165	115.8	106.2
③ 建設・工事監理業務に関する事項	70	47.7	47.7
④ 開業準備業務に関する事項	10	6.7	6.3
⑤ 維持管理業務に関する事項	70	42.1	45.6
⑥ 運営業務に関する事項	245	161.2	181.9
⑦ 応募者独自の提案に関する事項	90	72.6	73.7
合計 (技術評価点)	720	489.7	507.0

[※]事業者選定基準に基づき、技術評価点は小数点以下第2位を四捨五入した。

ウ 提案価格に対する価格評価点の結果

価格評価点は、提案価格を基に次式で算定した。価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第 2 位を四捨五入し、価格評価点の上限を 280 点とした。なお、提案上限価格は、6,665,976,000円(消費税等相当額を含む。)とし、提案上限価格を超える場合は失格とした。

価格評価点=280 点 × (最低の提案価格 / 提案価格)

区 分	Jグループ	Pグループ
提案価格	6,664,529,732 円	6,568,197,099 円
価格評価点	276.0	280.0

[※]事業者選定基準に基づき、価格評価点は小数点以下第2位を四捨五入した。

工 総合評価

技術評価点(加点項目審査)と価格評価点を合計した値を総合評価点とし、審査過程において適切と判断されたため、最優秀提案として選定された。

総合評価点=技術評価点(技術提案に係る評価:最大 720点)+価格評価点(最大 280点)

区分	配点	Jグループ	Pグループ
技術評価点	720	489.7	507.0
価格評価点	280	276.0	280.0
総合評価点	1,000	765.7	787.0
順位		2	1

4. 優先交渉権者の決定

受注者選定審査会は、以上のように応募者から提出された応募書類(技術提案書)の審査を行い、最優秀提案を選定し、本市は、受注者選定審査会からの報告を受けて、ハーベストグループ(Jグループ)を優先交渉権者として決定した。

グループ名	ハーベストグループ
代表企業	ハーベストネクスト株式会社
構成企業	株式会社西海建設
	大和リース株式会社長崎支店
	日本調理機株式会社九州支店
	九州ビルサービス株式会社
協力企業	株式会社三省設計事務所
	株式会社長崎日調
	株式会社西九州サービス
	有限会社海野清掃産業

5. 市の財政負担の削減効果

優先交渉権者の提案価格に基づき、本事業を PFI 事業として実施する場合の市の財政負担額を算定した。その結果、次に示すとおり本市が自ら実施する場合と比較して、現在価値換算で約10.4%削減されることとなった。

区 分	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額 (現在価値)	6,508 百万円	5,832 百万円
指数	100.0	89.6

(金額は、消費税等を除く。)